

発議第5号

松阪市議会会議規則の一部改正について

松阪市議会会議規則（平成17年松阪市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月20日 提出

松阪市議会議員	坂口秀夫
	濱口高志
	野呂一平
	吉川篤博
	市野幸男
	楠谷さゆり
	深田龍
	松岡恒雄
	山本芳敬

松阪市議会会議規則の一部を改正する規則

松阪市議会会議規則（平成17年松阪市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第17条中「3人以上」を「2人以上」に改める。

第93条に次の3項を加える。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第113条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第113条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害の発生、感染症のまん延又は育児、介護その他のやむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるとき、その他委員長等が特に必要と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条及び第 17 条の改正規定は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。